

令和3年度キャンプ場から広がる持続可能な観光地域づくり事業委託業務 プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第1条 令和3年度キャンプ場から広がる持続可能な観光地域づくり事業委託業務について、事業の円滑な推進を図り公正かつ適正な審査及び評価を行うため、令和3年度キャンプ場から広がる持続可能な観光地域づくり事業委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル実施要領の承認に関すること
- (2) 企画提案等の審査及び候補者の決定に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 審査委員会は、次に掲げる者で組織する。

2 委員長は佐久市観光協会常務理事をもって充て、副委員長は佐久市観光協会事務局長をもって充てる。

- (1) 佐久市観光協会常務理事
- (2) 佐久市観光協会事務局長
- (3) 佐久市企画部移住交流推進課長
- (4) 佐久市経済部農政課長
- (5) 内山牧場キャンプ場支配人

3 委員は、佐久市観光協会長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から企画提案の審査終了日までとする。

(委員長等)

第5条 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 審査委員会の庶務は、佐久市観光協会事務局が行う。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。